

特別児童扶養手当・特別障害者手当等の額が次のとおり改定されました



- ・特別児童扶養手当（1級）51,700円
  - ・特別児童扶養手当（2級）34,430円
  - ・特別障害者手当26,940円
  - ・障害児福祉手当14,650円
  - ・経過的措置による福祉手当14,650円
- 問 福祉課内2121

## 就学援助制度



町では、経済的理由で公立小中学校への就学が困難な家庭に対し、学用品費の一部や給食費等の援助を行っています

す。認定には所得等の審査があります。

問 教育総務課内2522

平成30年度は固定資産税の評価替えの年です



固定資産税の土地と家屋の価格は、基準年度（3年ごと）に見直すこととされ、これを「評価替え」といいます。この評価替えは、土地と家屋の3年間における価格の変動に対応し、評価額を均衡のとれた適正な価格に見直すものです。

土地の評価▼土地の評価は、地目別に行います。そのうち宅地などについては、地価公示価格などの7割を目安に評価を行います。

家屋の評価▼家屋の評価額は、建築物の動向や新築時からの経過年数により見直しを行います。

※新しい評価額は、固定資産税納税通知書や、固定資産課税台帳の閲覧により確認できます。

問 税務課内2154

## 町長タウンミーティングを開催しました

1月から2月にかけて、町長タウンミーティングを開催しました。（全3回）

会場ごとに設定されたテーマのもと、町民のみなさんと町長が直接まちづくりについて語り合いました。

### 主なご意見ご提案とその回答

**Q** 町内循環バスを使いやすいように改善して欲しい

**A** この件について、行財政改革推進会議に諮問をして、すでに答申をいただいています。今後ルートの見直しや増車を含め、より利用しやすいよう改善します。

**Q** 南部大公園の砂塵対策をお願いしたい

**A** 砂埃がたちずらくなるよう、防塵材を使用した対策工事を実施します。

**Q** 子どもを産んだ直後は、子どもを外に出したくなかったりするので買い物や掃除など助けてもらえるサービスが欲しい

**A** 町商工会に登録しているボランティア（サポーター会員）が手伝いの必要な方（利用会員）に家事などの手助けを行う制度があるので、ぜひ活用していただきたい。

今回町政に対し、いただいたご意見ご提案は、将来に向けた町政運営に活かすべく、関係各課で検討をしていきます。

※タウンミーティングの詳細は町ホームページに掲載しています。

問 秘書広報課内2214

## 広告

全国フランチャイズチェーン 関東運輸局長指定民間車検工場

# ホリデー車検伊奈

車検のお問い合わせ、ご予約は…受付時間：AM8:30～PM6:30 定休日：火曜日・祝日

0120-172-840

※ご予約は車検証をご覧のうえお申し込みください。

株式会社 田口自動車

〒362-0803 埼玉県北足立郡伊奈町大針761-1  
TEL 048-721-5055 FAX 048-721-5056

## 外構工事・墓石工事

職人さん募集中！

とう せい

# 有限会社 東 成

TEL 048-722-3020 FAX 048-722-7621  
伊奈町大字小室5506-2（いな穂街道沿い）

開催します

## 出張法律相談会(無料)

日 4月12日(木)13時30分～16時30分

※要事前予約、相談は1組1時間

場 総合センター

予約電話番号▼838-7472

場 埼玉司法書士会 ☎863-7861

硬式テニス  
混合ダブルス大会

日 5月6日(日)7時45分～8時(受付)

【予備日5月13日(日)】

場 丸山テニスコート

場 町内在住・在勤・在クラブの男女ペア

費 1ペア1,500円(連盟会員は1,000円)

※当日徴収

表彰▼優勝・準優勝・3位

※全員に参加賞あり

主催▼町硬式テニス連盟

日 4月25日(水)までに生涯学習課内2544へ(連盟会員は4月27日(金)までに各クラブを通じて申込み)

場 山本 ☎722-3008

## 介護保険料額が変わります

高齢化の進展に伴い、認定者数や介護サービスの利用者が増加していることから、65歳以上の方の平成30年度～平成32年度までの介護保険料額が引き上げとなります。

65歳以上の方の保険料が、保険給付の23%を占める重要な財源となりますので、保険料の納付にご協力ください。

## ○保険料の基準額(第5段階)

平成27年度～平成29年度の基準額は、52,200円でしたが、平成30年度～平成32年度は、57,600円となります。

なお、町の介護保険給付費支払基金を取崩すことにより、保険料の上昇抑制をしています。

介護保険制度では、介護サービスに要する費用の1割(一定以上所得のある方は2割)を利用者が負担し、残りの9割(または8割)が保険給付されます。

※平成30年8月から特に所得の高い方は負担割合が3割になります。

## ○納め方と通知の時期

①すでに年金からの天引きが始まっている方 4月、6月の年金は2月年金天引額と同額の保険料が天引きされます。

②平成30年度介護保険料特別徴収(仮徴収)開始通知書が届いた方 お知らせした額で4月または、6月の年金から天引きが開始されます。

③それ以外の方 7月に納付通知書を送付します。納期は7月末から来年2月末までの各月(8回)となります。また、年度途中に65歳に到達した方や町外から転入して来た方には、7月以降随時、納付通知書を送付します。※①と②の方にも7月に介護保険料特別徴収開始通知書を送付しますので、再度保険料額の確認をお願いします。

場 福祉課 ☎2124

## 平成30年度の介護保険料額

| 所得段階  | 対象となる方                                                             | 基準額に対する負担割合 | 保険料年額(円) |
|-------|--------------------------------------------------------------------|-------------|----------|
| 第1段階  | 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者であって、世帯全員が市町村民税非課税の方                            | 0.50        | 28,800   |
|       | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方                    |             |          |
| 第2段階  | Ⅱ 80万円を超え120万円以下の方                                                 | 0.68        | 39,100   |
| 第3段階  | Ⅱ 120万円を超える方                                                       | 0.75        | 43,200   |
| 第4段階  | 世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 0.90        | 51,800   |
| 第5段階  | Ⅱ 80万円を超える方                                                        | 1.00        | 57,600   |
| 第6段階  | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の方                                     | 1.10        | 63,300   |
| 第7段階  | Ⅱ 80万円以上120万円未満の方                                                  | 1.20        | 69,100   |
| 第8段階  | Ⅱ 120万円以上150万円未満の方                                                 | 1.25        | 72,000   |
| 第9段階  | Ⅱ 150万円以上200万円未満の方                                                 | 1.30        | 74,800   |
| 第10段階 | Ⅱ 200万円以上250万円未満の方                                                 | 1.40        | 80,600   |
| 第11段階 | Ⅱ 250万円以上300万円未満の方                                                 | 1.50        | 86,400   |
| 第12段階 | Ⅱ 300万円以上350万円未満の方                                                 | 1.55        | 89,200   |
| 第13段階 | Ⅱ 350万円以上400万円未満の方                                                 | 1.60        | 92,100   |
| 第14段階 | Ⅱ 400万円以上500万円未満の方                                                 | 1.70        | 97,900   |
| 第15段階 | Ⅱ 500万円以上の方                                                        | 1.80        | 103,600  |

## 広告

故人への思い あなたなら…

真心こめたぬくもりある  
優しい葬儀を  
ご提供させていただきます。

上尾伊奈斎場(つつじ苑)

お内  
のぬくも

商工葬祭

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5215-1 <http://www.shoukousousai.co.jp/> 商工葬祭 検索

☎0120-455-175 ☎048-720-1971

商工葬祭

年中無休 24時間対応 霊安室完備